

## VI 食育指導

### 1 摂食指導の組織的な校内支援体制

#### (1) 摂食指導体制を整備する根拠

平成18年の食育推進基本計画では、「学校において『①指導体制の充実、②子どもへの指導内容の充実、③学校給食の充実、④食育を通じた健康状態の改善等の推進等』を掲げ、栄養教諭の重要性を普及啓発するとともに、組織的な取組による食に関する指導が教育活動全体を通じて促進されること」とされている。それらの法律上の整備や施策を受けて、小学校及び中学校の学習指導要領総則（平成20年）にも「学校における食育の推進」が位置付けられた。

特別支援学校においても、在籍する児童生徒の障害の状態や程度に関わらず「食べる」ことは、生きる力を培うための基礎であり、生涯にわたって規則正しい食生活や安全性が保障されるためには、一人一人の摂食ニーズを的確に把握し、望ましい食習慣の獲得を目的とする適切な指導が継続されなければならない。このことから、知肢併置校である本校に在籍する児童生徒の摂食に関する多様な課題を改善・克服するためには、特別支援学校の指導領域の中核である自立活動との関連を図りながら、確かな専門性による最適な指導内容・指導方法の工夫に努めていかなければならない。

本校では、個別的教育支援計画や個別の指導計画に基づき、在籍する全ての児童生徒の摂食に関するニーズに応じた専門的な指導を継続していくことができるよう、組織的な指導・支援・連携体制の整備を進めている。

#### (2) 校内における指導・支援・連携体制

本校では、摂食指導において一貫性のある最適な指導を継続的に推進していくために、関係各係の役割を明確にし、組織的に摂食指導に取り組むことができるような校内における指導・支援・連携体制の整備を進めている。

#### 【関係各係及びその役割】

食育指導係	学校給食及び食育が充実するように校内の関係職員と連携しながら、個別の指導計画や給食摂食指導個人カルテに基づく指導を推進する。また、給食運営委員会及びその下部組織となる摂食指導運営委員会を企画・立案する。
栄養教諭 ※毎日巡回	児童生徒の発達に必要な栄養や嗜好などを把握し、「安心・安全な給食摂食指導」を推進していくために必要な食事内容を工夫する。特に教材の吟味については、個別の摂食課題に応じて、硬さやとろみ具合などが教材として適切であったか、定期的な摂食指導医からの助言や担任等の日々の指導記録やヒアリングを基に、年間を通して工夫・改善に努める。
自立活動専任 ※適宜巡回	摂食指導のコーディネーターとしての役割を担う。抽出指導の対象である児童生徒を中心に巡回しながら、運動機能的側面（口腔機能や運動・姿勢）だけでなく、感覚・認知機能やコミュニケーション機能などの側面により、客観的立場から指導状況を観察する。また、必要に応じて、摂食指導医からの助言を仰ぎ、各担任に情報提供を行った上で、協働して指導内容・方法の改善に努める。

養護教諭	全児童生徒の健康・安全に対して包括的な相談及び看護ケアを担う。各担任が安全に摂食指導に取り組むことができるように、学校での歯科検診やその他の検診結果はもとより、一人一人の障害の状態や疾病、日々の健康状況を把握した上でのトータルサポートを行う。
特別支援学校 看護師	主たる業務は、在籍する医療的ケア対象の児童生徒に対して所定の医療行為を施すことであるが、摂食指導場面においても、各担任による指導の様子を観察しながら、安全な嚥下や呼吸状態をであるか判断するとともに、必要のバイタルチェックや吸引などのケアを行う。

### (3) 外部専門家との連携

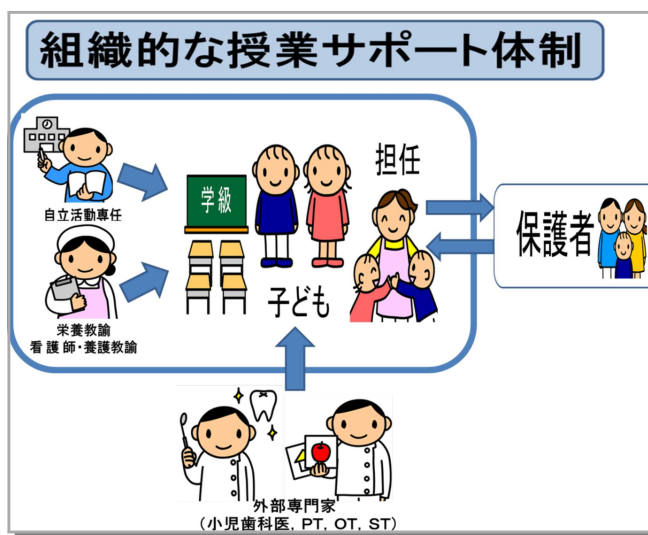
特別支援学校学習指導要領（平成30年）には、「児童又は生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。」と示されている。摂食指導を充実させるためには、歯や口の健康づくりのほかにも姿勢や認知機能等の調和的な発達の視点から専門的な知識や技能が必要である。このことから、効果的な指導を継続するためには、外部専門家との連携協力体制の確立が不可欠である。

#### 【外部専門家の活用】

主治医 各セラピスト	児童生徒の「食べる」機能を高めるためには、口腔内だけでなく、姿勢の安定や手指の協調的な運動、認知機能などを調和的に高めていく必要がある。このことから、障害・疾病等に関する主治医の所見（禁忌事項など）やリハビリ担当者等（セラピスト）の訓練方針や目的については、保護者との連携を通して確認及び理解しておくようにする。
歯科医（校医）	歯科医（校医）は、年度当初に全児童生徒を対象にしたむし歯の予防や治療に関する検診を行う。また、本校では歯科医師の主催により歯科の健康優良児童生徒を表彰する独自の取組を行っており、児童生徒や保護者等に対して、口や歯の健康づくりに対する関心・意欲の向上を図っている。
摂食指導医 （大学より招聘）	摂食指導医は、定期的（年6回）に来校し、抽出指導の対象となる児童生徒を中心に、実際の指導場面や情報交換の中で、児童生徒の摂食機能の発達段階に応じた専門的な知識・技能に関する指導助言を行う。 また、摂食指導運営委員会での助言や専門性の向上を目的とした職員研修での講師を担っている。

【本校の摂食指導に関する連携手順】

- ア 担任は、摂食に関する情報を得るため、保護者と連携する。
- イ 担任等、自立活動主任、栄養教諭で指導目標や手立てを共有する。
- ウ 自立活動主任、栄養教諭は、担任からの相談内容に基づき、摂食指導医と連携する。



(4) 摂食指導運営委員会の設置

本校では、在籍する本校の児童生徒の摂食に関する実態と現状から、年間を通して、確かな根拠に基づいた一貫性のある「安心・安全かつ効果的な摂食指導」を組織的に継続させることを目的に、学校給食運営委員会の下部組織として、平成24年度より「摂食指導運営委員会」を設置している。「摂食指導運営委員会 (年2回)」では、外部専門家である摂食指導医の参画の下、年度毎に抽出指導対象となる児童生徒や課題に応じた指導目標や指導内容が協議される。

【摂食指導運営委員会の目的】

- ア 摂食に課題のある児童生徒に対し、関係する係や職種の役割を明確にしなが情報共有し、包括的な支援体制を整える。
- イ 専門家の指導助言をいただきながら、適切な指導計画の作成及び具体的な指導方法を組織的に改善する。
- ウ 保護者との連携を密にし、生活全体としての支援体制を整備する。

2 外部専門家との連携に基づく具体的な取組

摂食指導を効果的に展開するためには、「食べる機能」のメカニズムや発達の順序などの知識や適切な指導を進める上での技能、また、摂食ニーズに合った食形態の準備など多様な専門性や環境設定が求められる。このことから、本校では、平成23年度より、摂食指導医による摂食指導巡回相談を定期的 (年6回) に企画し、各担任を中心とした摂食指導の充実に努めている。

(1) 連携の実際 (摂食指導巡回相談の日程)

時間	主な連携の内容
11:20 ~ 11:50	係打合せ (対象児童生徒の指導状況及び課題の確認)
11:50 ~ 12:40	巡回指導 (実際の指導場面の参観及び直接指導)
12:40 ~ 13:20	教材研究 (食形態に対する助言)
13:40 ~ 14:40	情報交換 (各担任及び保護者への助言, 改善策等の検討)
13:40 ~ 14:40	係打合せ (巡回指導の総合評価)

## (2) 摂食指導に関する支援ツールの活用

本校では、児童生徒の障害の程度や状態、発達段階に応じた指導を推進していくために、摂食指導医からの助言を参考にしながら、給食摂食指導指導カルテ①・②を作成し、日々の指導に生かすことができるようにしている。

### 【給食摂食指導カルテの活用】

※給食摂食指導カルテ様式については別紙①②参照※

安心・安全な摂食指導を進めていく上で、常に把握しておかなければならない事項（「摂食に関する機能的な実態」「食形態」「必要な食具」「食物アレルギーの有無」「具体的な配慮事項」）などを給食摂食指導カルテに整理する。また、このカルテは、児童生徒の成長、発達状況を踏まえ、年度ごとに見直しを行うことで、引継ぎ資料としても活用できるようにしている。

## (3) 情報の共有とその活用

摂食指導医は、児童生徒の摂食ニーズ、各担任の指導経験や指導力等を総合的に評価した上で、今後の指導に生かせる「現時点で取組可能である最適な指導」について提案を行う。また、巡回指導や情報交換で得られた指導助言の内容は、GW等を活用し、効率的に全職員に還元できるように情報発信の方法を工夫している。

### 【摂食指導に当たっての中心的な配慮事項】

- ア 一口量、嚥下するペース、食形態（特に食材の柔らかさ⇄硬さ）が適切か。  
→各指導者が共通理解し、一貫性のある指導をしなければ、誤嚥・窒息のリスクが高まる。
- イ 食材を口に取り込む際は、前歯でかじりとりたり、口唇で挟みとりたりしているか。  
→食材の特性（大きさ、柔らかさ⇄硬さ）を認知する発達を促す。
- ウ 事前の間接指導、食材を生かした摂食指導、食後の口腔ケアを意識した連続性のある取組ができているか。  
→感覚刺激を入れる、筋肉が反応・収縮する、脳に伝達する、必要な運動を誘発する。  
→五感（味覚・視覚・聴覚・触覚・嗅覚）をフル活用した調和的な発達を促す基盤を培う。

## (4) 指導内容の工夫

食べるために必要な協調運動を支える「口唇、頬、舌、顎」などの動きを培うためには、児童生徒の口唇・口腔機能の状態に応じた間接指導が有効である。各担任は、自立活動の時間における指導の中で積極的に間接指導を取り入れるようにし、摂食指導前を中心に継続的な指導を行うように努めている。

### 【摂食指導の充実につながる主な間接指導の内容・方法】

- ア バンゲード法を参考に口輪筋に刺激を入れる。口唇を伸ばす・縮める。  
→捕食、咀嚼、嚥下時に口唇閉鎖できるようにする。
- イ 口を閉じて頬を膨らます、ストローを咥えて息を吹く。頬に刺激を入れて押し返す。  
→咀嚼時に頬で食材をまとめやすいようにする。
- ウ 舌を前後に動かす。上下に動かす。左右に動かす。  
→安全に嚥下できるように食形態に対応した適切な舌の動きを促す。
- エ 食材（するめ、さきいか、スティック菓子など）を前歯や奥歯で噛む。  
→必要な動きを実食（好みの味、繰り返し学習）の中で培い、摂食場面に生かす。